

## 第3回 口頭弁論報告

### 安保法制の成立過程の違法性、成立後の違法行為を主張 平和的生存権は権利であり、安保法制で侵害されていることが明らかに



4月19日、安保法制違憲訴訟第3回口頭弁論が、名古屋地裁大法廷で行われました。（原告・サポーター 88名参加）

陳述を聞きながら、2014年7月に集団的自衛権容認の閣議決定をして

から、翌年9月の強行採決までの全力で反対運動に取り組んだ日々が思い浮かびました。

施行から3年、南スーダンへの自衛隊派遣に始まって、この4月にはシナイ半島での「シナイ半島多国籍軍・監視団(MFO)の司令部要員としての派遣と安保法制下で着々と発動をしている現実」に危機感を覚えました。今国会での安倍政権による、改憲の

動向も予断を許さない状況の中で、この裁判の重要性を改めて認識した法廷でした。次回、6月12日も法廷をいっぱいにし、裁判所に私たちの想いを示しましょう。

#### 準備書面の陳述

- 青木弁護士「平和的生存権の権利性・被侵害利益性」
- 平松弁護士「憲法9条の解釈の変遷と新安保法制法制定過程の違法性」
- 伊藤弁護士「新安保法制法の下での違憲行為」

#### 原告の意見陳述

- 名古屋岩の上教会の相馬伸郎牧師
- 長年市民運動に関わってきた藤井克彦さん

陳述を終えると拍手が沸き起こりました！

## 報告集会



### コメントあれこれ

- 平松弁護士  
国会では安倍首相は丁寧に説明すると言いながら、説明できなかった、理性も知性もなかった。裁判所は理性と知性で勝負するところなので裁判長に伝わるように頑張っていきたい。
- 相馬牧師  
教会が戦争に過去に協力した歴史があった。同じ過ちを繰り返そうとしているときに立ち上がらなければならない。
- 藤井さん  
長い陳述書を書いたが、7分間という時間に凝縮して陳述したが伝わったと思う。
- 青山弁護士(イラク訴訟の名古屋高裁判決を出した元裁判官)  
イラク訴訟の高裁判決はいいこと言っているなー。(会場笑い)  
あの判決から10年がたっていい判決は出ていない、気を引き締めて頑張っていきましょう！

### 松本篤周弁護士事務局長より

証人申請が認められた前橋地裁(群馬)と、証人尋問も裁判官の忌避も却下された札幌地裁など各地の裁判の現状報告があり、愛知としては、準備書面を早くまとめて証人尋問をどうするかという方向で裁判を進めていきたいという方向が示されました。

※4月22日、札幌地裁は「平和的生存権は法律上保護された具体的な権利とは言えない」とし、原告の請求を退ける判決を出し、原告は控訴する方針。

### 次回 第4回 口頭弁論 6月12日(水)

- 10:00 集合 名古屋地裁南側
- 11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷
- 12:10 報告集会 弁護士会館

今後の日程  
第5回口頭弁論 9月20日(金) 10時集合 11時開廷

みなさんの参加が一番の力となります

# イラク訴訟名古屋高裁判決、国連総会で示された「平和的生存権」の権利性を主張

青木有加弁護士

### 今回主張した準備書面3のPoint

- 平和的生存権の憲法上の権利性についての根拠
- 被告国の「具体的権利性がない」という主張に反論

#### 平和的生存権の憲法上の権利性の根拠—歴史経緯

フランス1791年9月3日憲法第6篇で、平和を、国家権力を拘束することによって保障しようとする考えの下に、征服戦争の放棄を規範化していました。20世紀、国際連盟規約や不戦条約で戦争を違法化したが、自衛のための戦争を無限定に認めたので、自衛のための戦争を根拠に日本・ドイツが侵略戦争を行い、第二次世界大戦への突入していきました。1945年6月に署名された国際連合憲章では、武力の行使も武力による威嚇も原則的に禁止し、例外的にこれが認められる場合についても、その51条で自衛の権利が行使できる場面を「武力攻撃が発生した場合」「安全保障理事会が…必要な措置をとるまでの間」と限定しました。こうした国際法・立憲主義憲法の系譜の中に第9条があります。

第二次世界大戦を引き起こしたドイツ、イタリア、日本といったファシズム国家は反民主主義的で独裁的な体制がしかれ、人民の権利は著しく抑圧されていました。侵略戦争を阻止しようとする人民の声もいきおい抑えられ、かくして国内から侵略戦争を阻止しようとする運動を築き上げることが困難となっていたことも枢軸国が侵略戦争に訴えるに至った要因の一つとなりました。戦争を阻止し、平和を確保・実現する為に国内的にも国際的にも人権の保障がなされることが肝要であるという認識が広くされることとなり、第二次世界大戦中に、ルーズベルト大統領の「四つの自由宣言」、アメリカとイギリスが発表した大西洋憲章では、自由の確保・実現と平和の達成が密接不可分な関連にあり、ここに日本国憲法前文第2段の平和的生存権の原型を見る事ができます。

#### 平和的生存権の具体的権利性の数々

そして、平和的生存権の具体的権利性を認める研究成果、2008年4月17日名古屋高裁判決をはじめとする平和的生存権の具体的権利性を認めた判決、2016年12月19日には「平和への権利宣言」が国連総会で採択され、平和への権利が国際的に尊重されるべき人権基準の一つとなったことを述べました。

#### 国の「具体的権利性がない」という主張に反論

被告国の主張に対しては、2008年の名古屋高裁判決が「なお、『平和』が抽象的概念であることや、平和の到達点及び達成する手段・方法も多岐多様であること等を根拠に、平和的生存権の権利性や、具体的権利の可能性を否定する見解があるが、憲法上の概念はおおよそ抽象的なものであって、解釈によってそれが充填されていくものであること、例えば『自由』や『平等』ですら、その達成手段や方法は多岐多様というべきあることからすれば、ひとり平和的生存権のみ、平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性の可能性が否定さなければならぬ理由はないというべきである。」と判示したことを記載しました。

# 「憲法9条の解釈の変遷と 新安保法制法制定過程の違法性」

平松清志弁護士

## 今回主張した準備書面4のPoint

- 日本国憲法成立以降、安倍内閣までの憲法9条に関する政府解釈の変遷
- 今回の新安保法制が立法過程において手続的に違法であり、かつ内容的にも違法・違憲であることを主張

以下は、その要約というより担当者としての感想を述べたものです。

### 集団的自衛権は許されない

憲法9条の解釈は、その時の政府の都合により、捻じ曲げられてきました。制定当初は、文理に忠実に「一切の軍備も国の交戦権も放棄したもの」とされていたのが、アメリカの指令により、再軍備の道を歩み出し、日米安保条約と自衛隊はセットとして、事実上、拡大・強化を続けてきました。

自衛隊違憲の声が大きくなった70年代初頭、政府は、「主権国家として自衛権を持つのは当然だが、それは平和憲法の下、他国の攻撃に対して必要最小限度の範囲の発動にとどまるべきもので、集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」との、いわゆる「72年政府見解」を出して、その後の安全保障政策の基本としてきたのです。

### 憲法学者、国民各層の意見を無視

その後、自衛隊の装備と活動は、アメリカの要求の下、いっそうの拡大と強化が続けられましたが、「集団的自衛権は認められない」という72年政府見解は40年以上も、維持され、定着してきたのです。

ところが、安倍政権は閣議決定でこれを翻し、国民よりも先にアメリカの議会で安保法制の成立を公約したのです。そして、安保法制の国会審議では、集団的自衛権など一言も触れていない最高裁砂川事件判決や72年政府見解を根拠に、安保法制を正当化しようとしたが、これには圧倒的多数の憲法学者だけでなく、歴

代の内閣法制局長官や最高裁の裁判官がこぞって、違憲・違法だと表明したのです。

70年代の違憲論が革新陣営の主張であったのに対し、今回の違憲論はむしろ保守派とみなされる人々も含めた広汎な国民各層の意見と言うことができるでしょう。一方で、防災活動などで活躍する自衛隊そのものは肯定的にとらえる国民が多数になっている事実があります。

### 憲法判断を避けてはならない

安倍首相は、法案審議の過程で、マスコミで違憲論が広く報道されたとき、「違憲立法かどうかの最終的な判断は最高裁判所が行う、これは憲法にも書いてある」と開き直りました。

ところで、自衛隊については、1973年にいわゆる長沼ナイキ訴訟で札幌地裁の福島重雄裁判長が違憲判決を出し、2008年には自衛隊イラク派遣訴訟で名古屋高裁の青山邦夫裁判長が違憲判決を出しています。しかし、地裁・高裁では憲法判断を避ける傾向が強く、最高裁でも「自衛隊は合憲」と明示された判決はいまだ出されていないのです。

### 理性と知性、そして勇氣ある判決を

裁判所が、不偏不党で公正であるべきことと、沈黙を守ることはイコールではありません。アメリカと一緒に海外で武力支援を行うことが憲法9条の下で許される事実と論理はあり得ないでしょう。裁判所の理性と知性と勇氣に期待して、活動を上げていきましょう。



## PART3 準備書面大解剖

# 南スーダン、シナイ半島への自衛隊派遣、共同訓練の強化など進む違憲行為を主張

伊藤朋紀弁護士

### 今回主張した準備書面5のPoint

- 自衛隊の数々の違憲行為がすでに現実のものとなっている
- これ以上、この現実を見過ごしてはならない

#### 米軍艦船防護は違憲

2017年5月1日から同年5月3日にかけて、海上自衛隊の護衛艦により、日本海上にいる米海軍の空母の補給に向かう補給艦の護衛が実施されているところ、このような武器等防護は、憲法9条1項において、武力の行使を禁じられているにもかかわらず、米軍艦船に攻撃があれば、これに対して米軍艦船を防護するために対抗して武器を使用するという政府の積極的姿勢を誇示しようとするものです。

#### 兵站活動は違憲

2017年4月頃以降、同年8月までの間、海上自衛隊の補給艦及び護衛艦が、米海軍に多数回にわたり燃料及び食料を補給するなどしていたことが明らかになっているところ、このような自衛隊による兵站活動としての給油等は、他国による武力行使と一体化した行動であり、自衛隊において憲法9条1項に違反する行動をすることが可能となったものと言わざるを得ません。

#### 南スーダン派遣は武力行使の寸前

2015年11月15日、政府は、新法により新たに定められた「駆け付け警護」及び「宿営地の共同防護」の各任務を付与する「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、派遣命令が発せられたところ、このような自衛隊の南スーダンPKOへの派遣は、自衛隊が武力衝突に巻き込まれる可能性が極めて高く、「国又は国に準ずる組織」との戦闘行為として、自衛隊が憲法9条1項の禁じる「武力の行使」に及ぶことになりかねないものです。

#### 日米共同訓練は武力行使の準備

新法の施行以降、自衛隊の参加する日米共同訓練及び多国間共同訓練、並びに自衛隊単独での訓練が実施されているところ、既に、自衛隊の活動は、米国等の他国と共同して世界規模に武力の行使を含めた活動を展開しようとするものに根本的に変容していることは明らかであり、憲法9条による自衛隊の活動に係る統制は、何ら顧慮されていないものと言わざるを得ません。

#### 他国との軍事協力は武力行使と一体

新法の施行以降、日本と各国との間で、それぞれ新法の制定にともなう新たな物品役務相互提供協定が発効しているほか、政府は、新法が施行される前後を通じて、東南アジアの各国との間で、自衛隊と各国軍隊との共同訓練や、防衛装備品及び技術の移転等を通じて、安全保障上の密接な交流を継続しております。

このように、新法を基盤として、憲法9条による統制を顧慮することなく、自衛隊が、必要な場合には他国の武力行使と一体化した武力の行使等に及ぶ危険性をともなう軍事的な協力体制が、着々と構築されているものと言わざるを得ません。

#### 派遣自衛隊員が戦闘、そして戦争へ

2019年2月、政府は、陸上自衛隊員2名を、MFOの現地の司令部要員として、シナイ半島南部のエジプトの都市に派遣する方針を固めた旨を発表しましたが、当該陸上自衛隊員が、武力の行使をともなう戦闘に巻き込まれる危険性が高いものであると言わざるを得ず、自衛隊をして、憲法9条に違反する武器使用の応酬、及び戦闘状態を生ぜしめる危険性をもたらすものであると評価されなければならないものです。

## 教会は炭鉱のカナリア 今こそ泣かねばならない

原告 相馬伸郎さん

(日本キリスト改革派教会 名古屋岩の上教会牧師)



### 裁判所は法治国家の最後の拠り所

法廷に立って陳述することは、生まれて初めてのことでした。しかし、開廷前の集会から多くの原告、サポーターが集われ、熱い思いでこの裁判に臨んでいらっしゃる姿に大いに励まされました。また、三人の原告準備書面を伺いながら弁護団の層の厚さに圧倒される思いでした。

どこをどう断ち切っても安保法制は違憲であると確信しています。政府が丁寧に説明すると言いながら、丁寧にどこか、真正面から説明ができないものであることは明らかです。それだけに、万が一にも司法が追認してしまえば、もはや、この国は、立憲主義国家はおろか法治国家であることすらなくなってしまうはずで

す。私は、司法判断が最後の拠り所となると考えて原告に加わらせて頂きました。反対に敗訴となれば、政府の企みに油を注ぎかねないリスクも伴います。もとより立憲野党の連合政府による政権交代こそ、安保法制廃止の圧倒的な力となるはずで

### 泣くことが平和と正義を求める祈り

す。それだけに裁判闘争と同時に市民と共にさらに声を上げるための運動と選挙で勝利することが大切です。そしてまさにこの裁判闘争の一つの大きな意義は、市民の意識を高めることにあると考えます。

キリスト教の牧師として陳述しました。安保法制は、聖書の教えに従おうとする教会とキリスト者の信仰を脅かすものです。その前後に制定されてしまった戦争を遂行するためのさまざまな悪法(特定秘密保護法や共謀罪等)もまた、イエスが教会と国家(世界)の主であるという信仰告白に抵触してきます。信教の自由の権利こ

そ、人間存在のもっとも大切な尊厳、人権です。教会の信仰告白の長い闘いの精華なのです。

しかし、日本の教会はこの権利を主体的に獲得したとは言えないと思います。陳述でも語った日本の教会の戦争責任の事柄です。それだけに、日本に生きる教会には責任があります。二度と政府の過ちに加担しないこと。戦争に協力することはもとより見過ごすこともしないことです。そのために、炭鉱のカナリアのように、教会こそが敏感にこの安保法制の現状と帰結に慄かなければならないと思います。カナリアが泣くことで、周囲に危険を知らせるのです。教会は、泣かなければなりません。神の法廷で泣かなければなりません。それは、第一に、平和と正義を求める祈りとなります。教会は泣かなければなりません。政府に抗議と警告をし、裁判官の前でも訴えなければなりません。最後に、教会は市民と連帯し、その弱くされた嘆きとも共鳴して共に歩まなければなりません。

### 心をひとつに裁判官の心を動かす

今回の陳述がどれほどその思いを前に進めることになったか、まことに心もとありません。陳述前、裁判長にまっすぐに訴えたいとの思いがありました。残念ながら、裁判長とのアイコンタクトはかないませんでした。しかし、隣の裁判官は途中からちらちらと見て下さいました。確かに、条理をつくすのが法廷だと思えます。しかし、情理も大切なのだと、報告集会であらためて気づきが与えられました。遅すぎました。続く原告陳述者の皆さまに期待したいと思います。傍聴席からの拍手があるとはまったく思いませんでした。一同、心を一つにして、裁判官の心を動かしてまいりましょう。

## PART2 注目の原告意見陳述

# 武力で平和はつくれない

原告 藤井克彦さん  
(平和運動に携わる原告)



### 生い立ち、母の教え

私は、1942年に兵庫県で生まれ2年後に徳島県に疎開しました。戦争については、遠くの空が赤くなっている徳島市が空襲のようだという記憶や、小学生の時に転居した吹田市の駅前で、手や足を失った傷痍軍人が、募金を集めていた記憶があります。

私の母はキリスト者で、私たちに「貧しくても正しく生きなさい」と教えていました。

### 人間らしく生きたい

高校生の頃から、社会での貧富の差や人間が「モノ」として扱われていること、人間のエゴイズムなどの問題に気づき、大学時代には学生大会やデモに参加しながら、如何に生きるべきかを考え、「自分の利益のためでなく、差別され抑圧されている人の側に立って生きることが人間らしい生き方だ」と思っていました。1965年に就職で名古屋に来てからもキリスト者平和運動を続けました。また会社での組合活動家に対する不当労働行為を批判し、村八分にされ、仕事も取り上げられてしまいました。でも、おかしいことをおかしいということは人間として当然の行動だと思っていました。

### 武力で平和はつくれない

私は、武力で平和はつくれないと思っています。何故かという、武力を使えば相手も武力を使うし、互いに戦力を増強し、戦争への道になるからです。ですから武力によらない平和を追求すべきです。中米のコスタリカでは1949年に常備軍禁止を定めた憲法が施行され、軍隊は

なく警察と国境警備隊があるだけです。軍事費を教育費に回し、学校では、物事を解決するのは武力ではなく対話なんだということを教えます。周辺の3ヶ国が内戦をしている時に、アリアス大統領は3ヶ国に対話による解決を説いて回り、その結果内戦は終結しました。武力でないからこそ平和をつくることができたのです。

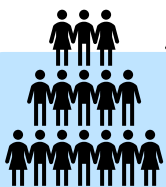
### そもそも憲法9条は自衛戦争も否定している

日本国憲法制定前後の政府は、「自衛戦争は認められない」との立場をとってきました。(1945年の帝国議会で吉田茂氏答弁。1949年の川村松助外務政務次官答弁)。これが素直な憲法解釈です。そして重要なのはコスタリカのような日頃からの平和外交です。

### 戦争法体制により私の生き方が全うできなくなりつつある

私の人間観・生き方からすると、安全保障法制が認めた自衛隊の海外での武力行使により、他国の人々や自衛隊員が殺傷されることは、私自身が加害者側に立つことであり、とても苦痛ですし、平和憲法を持つ日本がそのような法律を持つこと自体が私の生き方を否定することです。しかも、「戦争法」体制は、秘密保全法や共謀罪などを産み出し、私たち市民の平和や人権の確立を求める活動を抑圧してきており、私の生き方に基づく活動や生活そのものが、否定され、全うできなくなっているように感じます。

裁判長。こうしたことも十分審理し、すべての人に平和に生きる権利や人権が保障されるよう、公正な判断をしてください。よろしくお願いいたします。



### 傍聴のお誘い

傍聴席が満杯になると陳述する原告も弁護団も心強いものです。次回も周りの人を誘って、傍聴人が減らないようにみんなで努力しましょう。これからも力を合わせて頑張りましょう。



# 第3回 学習会報告

## 「防衛大綱と中期防を読み解く」

名古屋学院大学教授 飯島滋明



専守防衛を逸脱

自衛隊が自衛隊でなくなる！

### 専守防衛を逸脱し敵基地攻撃能力の獲得へ

「防衛計画の大綱」とは10年を見据えた日本の安全保障政策の基本方針である。「中期防」とは、この大綱に基づく5年間の具体的な整備計画である。2013年12月に策定された「25大綱」は安倍首相の指示で5年での見直しが決まり、2018年12月に「30大綱」や「31中期防」が作られた。

最初の大綱である「51大綱」では、仮想敵国は想定されておらず、政府も「専守防衛」を意識し、F4からは爆撃装置がはずされたこともあった。ところが「25大綱」や「30大綱」は中国と北朝鮮を名指しで警戒している。そして「専守防衛」からの逸脱、「敵基地攻撃能力の保有」が進められている。「専守防衛」からの逸脱、「海外派兵型兵器の保有」は「いずも」「かが」と垂直離発着が可能なF35Bだけではない。サイバーや電磁波の領域、島嶼防衛用高速滑空弾、空中給油・輸送機KC-46A（ペガサス）、E2-DやC-2など、さまざまな兵器が「専守防衛」から逸脱である。F15にはスタンド・オフ・ミサイルの搭載が計画されているが、対地攻撃ミサイルJASSMの射程距離はなんと900km、九州からであれば朝鮮半島や中国の一部も攻撃可能である。

宮古島や石垣島には実際に打撃力を持つ地对艦ミサイル部隊の配備が予定されている。これはアメリカの「エアシーバトル構想」の一環であり、中国の太平洋進出を阻止する任務をアメリカ軍に代わり自衛隊が実施するものである。

イージスアショアを秋田と山口に配備するのも日本を守るためではなく、ハワイとグアムへ向かう弾道ミサイルの迎撃を任務としているためである。自衛隊はアメリカの軍事戦略の一環に組み込まれようとしている。

### 世界中で戦争に巻き込まれる恐怖

「安保法制」を根拠に、海外邦人救出を口実にオスプレイを活用しようとしているが、「邦人救出」は海外派兵の口実となるのは歴史が証明する。2019年4月、安倍自公政権はシナイ半島へ自衛隊を決定したが、ISとの闘いに巻き込まれる恐れがある。

### 国を守って国民を守らず

2012年の自衛隊内部の『機動展開構想概要』では、石垣島が占領された場合の奪還作戦が検討されていた。そして自衛隊員3800人のうち2901人が戦死し、さらに市街地も巻き込む戦闘が想定された。この構想では市民の避難は「評価には含めない」とされている。市民の避難を考えずに戦闘をはじめると想定する自衛隊、旧日本軍と本質的に異なると言えるか。そして『機動展開構想概要』は「25大綱」に反映されたが、市民の避難を想定しないで戦闘をはじめると想定する「25大綱」のような考え方は「30大綱」では転換されたのだろうか。

安倍自公政権以前、軍事費は11年連続で減少していた。ところが安倍自公政権下7年連続で増加している。憲法の「平和主義」に反するだけでなく、国民生活や巨額の財政赤字を全く顧みない政策である。安保法制違憲訴訟には「世界中で戦争できる国づくり」を進める安倍自公政権の危険性を提起する役割がある。そして「戦争できる国づくり」を阻止するためには、専守防衛に反対の人も、個別自衛権に賛成の人も、互いに協力する必要がある。

### 松本篤周弁護士事務所局長より

平和憲法を文字通り解釈すれば陸・海・空軍は憲法違反である。しかし、これを自衛隊と呼ぶことによってごまかしてきたが、軍備を増強により、ごまかしきれなくなったのが現状である。そして憲法改正が最後のごまかしである。もし憲法が改正されたならば、ごまかす必要もなくなり、軍備は増強され、その行き着く先は戦争である。

今後の裁判においても多くの方に傍聴していただき、裁判を盛り上げていただきたい。

学習会の様子は下記URLより動画でご覧いただけます。  
[https://youtu.be/Kc\\_mu2P6Ny4](https://youtu.be/Kc_mu2P6Ny4)



本日、5人の陳述者の発言にはうなづくことばかりでした。高校で社会科の教員をしておりますが、教科書に書いてある基本的な原則を述べておられ、「そのとおり！」と手を打ちたくなります。一方でその基本の「き」すらないがしろにされてきている現実に恐ろしさを感じます。

「戦争で、武力で、平和を守る」ことの論理矛盾をもっと多くの人が気付いてほしいです。被害者になることも、加害者になることも絶対に拒否したいと思います。

原告 堀内美法さん

若い頃、教会で学んでいました。ある日牧師に「宗教のことは教会に、政治のことは政治家に任せたら良い」と言われ、落胆して教会をはなれました。今日はこうしてキリスト者の方が、この訴訟に積極的に参加されていて「良かったな」と思います。私たち皆にかかわる安民法制(政治)です。もっと多くの人に関心を寄せてもらえるようになればと思います。

準備書面でこれまでの経緯をしっかりと学べ、原告の方の陳述も素晴らしかったです。

原告 中澤和子さん

意見陳述、心に迫るものがあり、とても良かったです。涙が出てきました。ごく常識的な発言をすることにとっても勇気が必要な時代がきたと、この頃つくづく思います。原告の方が言われたように、無視されたり疎外されたりしながらも、戦争はダメ！という一致点で人間は頑張ることが出来るのだと信じたい。

日本のみならず東アジア、さらには世界の平和のために9条を守り抜く一人として、仲間の皆さんとともに頑張ります。

原告 池田美恵子さん

安倍独裁政権のもと「三権分立」がないがしろにされている中、司法の役割を遂行してください、という相馬さんの言葉に拍手でした。

裁判官全員がじっと聞き入っているように見え、良かったです。

原告 佐藤武代さん

今日の弁護士、原告の方の訴えは個人の人生の生き方の中で、この訴訟の重みをしっかり感じるものでした。すべての国民に聞いてほしい内容でした。

原告 三品小夜子さん

「平和」が当たり前になるようにと、一人一人考えて参加されているこの訴訟、参加するたびにパワーをもらいます。

匿名



## 陳述書提出のお願い

原告陳述書の原稿を募集しています。提出していただいた原稿を弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。詳しくは前号のニュースレターに同封した「重ねて原告の皆様へのお願い」をご覧ください。

※陳述書は右記メールアドレスへお送りください。



## 会費とカンパのお願い

2019年会費の入金をお願いします。  
みなさま、このままでは必要な資金がまもなく底をついてしまいます。  
一層のご支援をよろしく願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安民法制あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、  
サポーターは継続して募集しております。

## 会計報告

2019年1月～4月

入金部	820,206円
繰越金	418,296円
原告年会費	234,000円 (70名分)
サポーター年会費	80,000円 (27名分)
参加費・カンパ	87,910円
出金部	530,551円
事務印刷費	34,659円
事業費	18,400円
郵便通信費	77,060円
弁護士経費	400,000円
雑費	432円
繰越金	289,655円



## 安民法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

☎ 080-4521-5252

🌐 <https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

✉ [w.soshou.aichi@gmail.com](mailto:w.soshou.aichi@gmail.com)

📘 <https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>